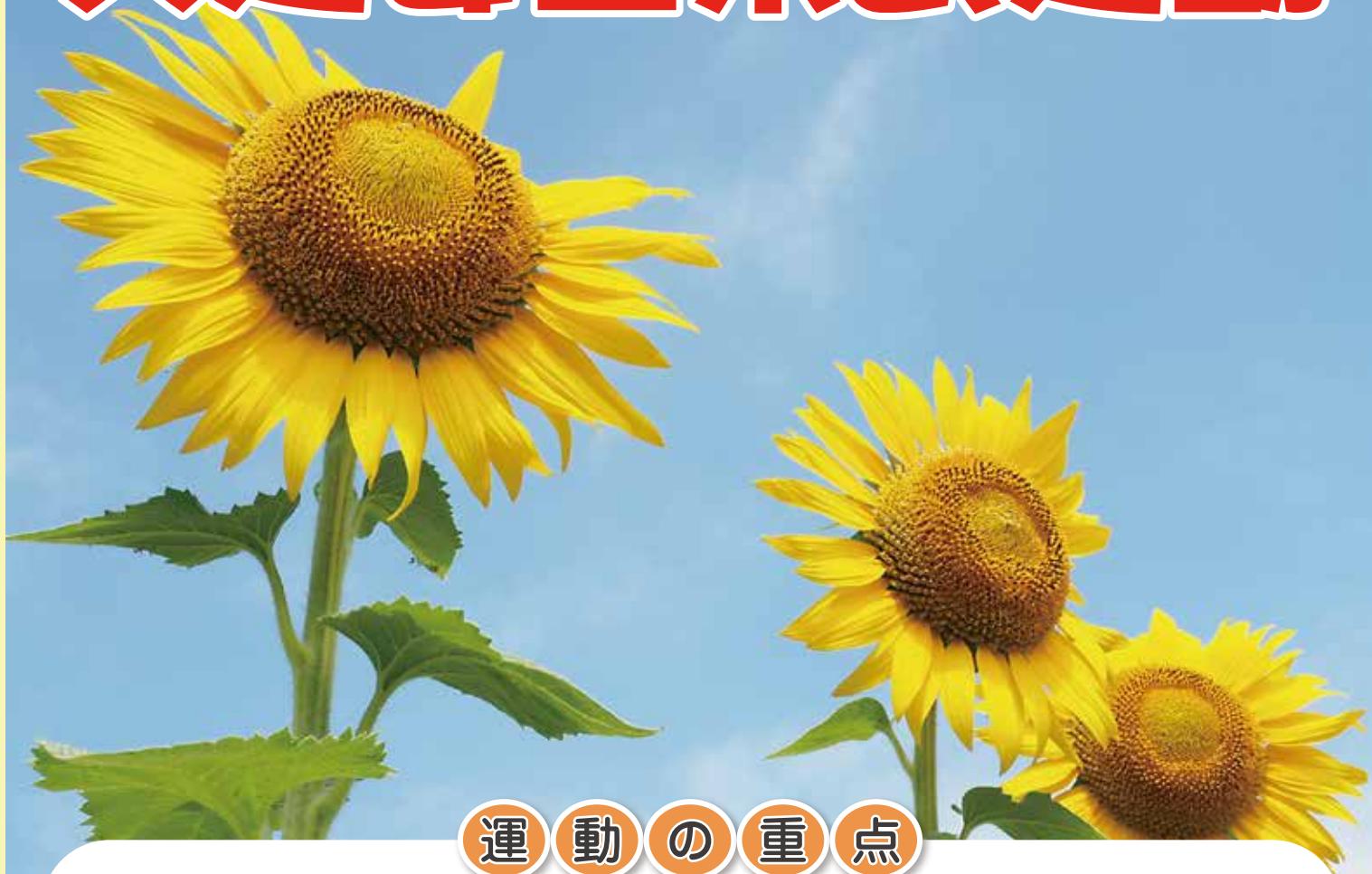


令和6年

# 夏の7月15日(月)~24日(水) 交通安全県民運動



## 運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用  
と交通ルール遵守の徹底
- ③ 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課 交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 [検索](#) と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)

～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備  
など、交通安全対策に活用します。  
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右のQRコードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

# 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

令和5年中の県内における歩行者の交通事故死者数は6人で、その内、

**子ども（中学生以下）0人**



**高齢者（65歳以上）3人**となっています。

子どもや高齢者、障害者に対して思いやりとゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。

## ★ 運転者の皆さんは★

車を運転中に**子どもや高齢者、障害者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。**

## ★ 歩行者の皆さんは★

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して**信号の遵守や左右の安全確認など、交通ルールを守りましょう。**

# 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶

**飲酒運転や妨害運転、ながら運転（運転中の携帯電話の使用）は重大な交通事故につながる悪質、危険な運転です。絶対にやめましょう。**



飲酒運転による事故の発生状況（令和5年中）  
**発生件数27件、死者数3人、傷者数34人**

前年に比べて飲酒運転の事故は減少しましたが、飲酒運転等を**根絶**させましょう。

## ★ 運転者の皆さんは★

**飲酒運転、妨害運転等の危険運転は犯罪です。少しでもお酒を飲んだら運転はやめましょう。**

また、十分な車間距離を保つとともに**無理な進路変更、追越し、幅寄せなどは絶対にやめましょう。**

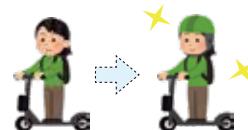
## ★ 家族、地域の方は★

**飲酒運転や妨害運転等の危険性について話し合い、「しない、させない、ゆるさない」環境をつくりましょう。**

# 自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 『自転車安全利用五則』を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和5年7月1日から**特定小型原動機付自転車に関する新たなルール**が適用されました。交通ルールを正しく理解して利用しましょう。

- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転が禁止されています。
- 頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

# 横断歩道利用者ファースト運動の推進

## 横断歩道は歩行者優先！



信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和5年にJAFが調査した結果、**全国平均45.1%**に対して**滋賀県は、46.3%**の結果でした。

横断歩道を通過する際は、速度を落として、歩行者の有無を確認しましょう。

## ★ 運転者の皆さんは★

信号機のない横断歩道の手前には、『**横断歩道あり**』の道路標識や路面標示（ダイヤマーク）が設置されています。**歩行者や自転車が横断しよう**としているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

滋賀の道  
思いやり  
乗せて走ろう

へるめつと  
かぶつてまもろう  
こうつうるーる

しがのみち  
とびだしほうやが  
みこいるよ

令和6年度  
ス  
交  
通  
安  
全  
I  
ガ  
ン